

静岡産業大学転学科規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、静岡産業大学学則第16条の2（転学部及び転学科）の規定に基づき、転学科に関して必要な事項を定める。

(転学科の時期)

第2条 転学科の時期は4月1日とする。

(出 願)

第3条 転学科を出願する者は、在籍年次の10月末日までに、転学科願（別紙様式）を在籍する学部の学部長に提出しなければならない。

(審 査)

第4条 教務委員会は、転学科願等により次の事項について審査し、受入の可否を決定する。

- (1) 学科における欠員の状況及び教育上の支障の有無
- (2) 出願の理由
- (3) 在籍年次までの履修成績と転学科後の履修可能性

(転学科の許可)

第5条 転学科の許可は、教授会の議を経て学長が行う。

(本人への通知)

第6条 転学科の可否については、2月末日までに出願者に通知するものとする。

(事務の所管)

第7条 転学科にかかる事務は、大学事務局学務課において行う。

(改 正)

第8条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。